

令和３年１２月２２日

一部改正：令和５年７月１１日

一部改正：令和６年７月１２日

一部改正：令和７年７月 ７日

北海道地域事業用自動車安全施策実施目標（令和７年度） －北海道運輸局安全プラン２０２５への取組－

国土交通省では、令和３年３月に新たな事業用自動車総合安全プラン２０２５（以下「安全プラン２０２５」という。）を策定し、事業用自動車の事故防止対策に取り組んでいます。

安全プラン２０２５により、令和７年度までの５か年を計画とした、新たな全国目標及び各種施策が定められたことから、北海道運輸局でも北海道警察、北海道及び運送事業者団体等及び当局で構成される「北海道地域事業用自動車安全対策会議」において、北海道地域における今後５か年の事故削減目標と各種施策を策定し、「北海道運輸局安全プラン２０２５」として、令和３年１２月より関係業界団体及び関係機関と連携し管内の事業用自動車の事故削減目標を達成するべく、これまでの達成状況を踏まえ、業界ごとの規模、規制に配慮してＰＤＣＡサイクルに沿って取り組んでまいります。

【北海道地域事業用自動車事故削減目標】

【目標】

- ① 令和 7 年までに死者数 6 人以下
- ② 令和 7 年までに重傷者数 9 5 人以下
- ③ 令和 7 年までに人身事故件数 5 9 0 件以下
- ④ 飲酒運転ゼロ及び危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無（各業態共通）

【バス】

- ① 乗客の死者数ゼロ
- ② 令和 7 年までに死者数ゼロ
- ③ 令和 7 年までに重傷者数 8 人以下
- ④ 令和 7 年までに人身事故件数 3 1 件以下
- ⑤ 飲酒運転ゼロ及び危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無
- ⑥ 令和 7 年までに乗合バスの車内事故件数 1 1 件以下
- ⑦ 令和 7 年までに貸切バスの乗客の負傷事故件数ゼロ

【ハイヤー、タクシー】

- ① 乗客の死者数ゼロ
- ② 令和 7 年までに死者数ゼロ
- ③ 令和 7 年までに重傷者数 3 7 人以下
- ④ 令和 7 年までに人身事故件数 3 2 4 件以下
- ⑤ 飲酒運転ゼロ及び危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無
- ⑥ 令和 7 年までに出会い頭衝突事故件数 4 1 件以下

【トラック】

- ① 令和 7 年までに死者数 6 人以下
- ② 令和 7 年までに重傷者数 5 0 人以下
- ③ 令和 7 年までに人身事故件数 2 3 5 件以下
- ④ 飲酒運転ゼロ及び危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無
- ⑤ 令和 7 年までに追突事故件数 8 0 件以下

（参考）北海道運輸局安全プラン 2 0 2 0 の削減目標

- ① 平成 3 2 年（令和 2 年）までに死者数 7 人以下
- ② 平成 3 2 年（令和 2 年）までに人身事故件数 8 1 2 人以下
- ③ 飲酒運転ゼロ
- ④ 危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無（各業態共通）

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

① 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会・個人タクシー協会〉

- 輸送需要の回復を踏まえ、乗務員による感染防止対策として、マスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨し、車内の消毒の徹底、車内換気に努める
- 「マスク非着用のお客様をお断りできる運送約款」を定めている事業者においては、お断りする場合の措置（対応）について、利用者への理解と協力を求める
- 利用者に対しタクシーの車内換気性能・消毒の実施について広報することで安全性をPRする

運輸局の取組

- 北海道運輸局ホームページにおいて、バス、ハイヤー・タクシー車両の車内換気性能に係る動画、その他感染防止対策実施状況を掲載することで公共交通機関の安全性を広くPRする

② 人手不足の深刻化、働き方改革の推進

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 大型二種免許取得助成事業」を実施するほか、バス運転者に対する合同採用説明会を開催する
- 「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」¹を推進するほか、運転者採用動画を制作し支援を行う
- 広報活動及びイベント等を通じて業界のイメージアップを図る

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保のため「働きやすい職場認証」²の取得促進等労働対策事業を推進する
- タクシー事業の輸送力確保のため、人材確保セミナー等を開催する
- 「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」³推進する
- 広報活動及びイベント等を通じて業界のイメージアップを図る

¹ 公益社団法人日本バス協会策定

² 職場環境改善に向けたトラック、バス、タクシー事業者の取組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進し、各事業者の人材確保の取組みを後押しすることを目的とした制度

³ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会作成

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- トラック運送事業の輸送力確保のため、人材確保セミナー等を開催する
- 広報活動及びイベント等を通じて業界のイメージアップを図る
- インターンシップ導入促進支援、各種運転免許取得助成、「働きやすい職場認証」の取得促進等労働対策事業を推進する
- 「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」⁴等を活用し、運賃と料金を明確化した標準貨物自動車運送約款⁵及び標準的な運賃の告示⁶により適正な運賃等が収受できる取引環境の整備を図るとともに、荷主の協力も得て長時間労働の改善に向けた働き方改革を推進する
- 「トラック運送事業における取引環境・労働時間改善協議会」での検討などにより、取引環境の改善や物流の効率化に向けた生産性の向上、労働時間の改善を推進する
- トラック運転者に適用される関係法令の遵守及び労働環境改善のため、高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの駐車スペースの確保、休憩・休息施設や中継物流拠点等の整備・拡充など関係機関へ働きかける

〈貨物適正化機関〉

- 全日本トラック協会の「標準的な運賃」普及推進運動に基づき、「今すぐわかる標準的な運賃」⁷パンフレットを巡回指導に配布し周知に努める

運輸局の取組

- 事業者団体に対し、会議等の機会を通じて「働きやすい職場認証制度」の趣旨、制度、認証によるメリットやインセンティブ⁸の説明を行い、一層の活用を働きかけ浸透させるとともに、ホームページ等において、「働きやすい職場認証制度」について周知することで人材確保につなげる
- 認証制度の活用により人材確保に繋がった好事例を収集し、事業者団体に周知する
- 運輸支局が実施する高等学校の訪問において、進路指導者等に対して事業者団体が作成した求人のためのパンフレットによる運輸業界の魅力を伝えるとともに、「働きやすい職場認証制度」を説明し理解を促すことで就業者の拡大を図る
- 関係省庁及びトラック協会と連携して開催する「トラック運送事業における取

⁴ 厚生労働省、国土交通省及び公益社団法人全日本トラック協会発行

⁵ 平成2年11月22日運輸省告示第575号

⁶ 令和2年4月24日国土交通省告示第575号、運転者の労働条件（賃金・労働時間等）を改善し、持続的に事業を運営するための参考となる運賃

⁷ 公益社団法人全日本トラック協会及び都道府県トラック協会発行

⁸ インセンティブとしては、厚生労働省と連携しハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援、求人エージェント等の認定推進機関の協力を得て「求人サイトに認証事業者の特集ページの掲載」、「設備改修工事の料金割引」等の実施がある

引環境・労働時間改善協議会」において、リードタイム拡大による荷待ち時間削減等の実証実験の検証結果を公表し、取組内容の実践を事業者及び荷主に働きかけることで、生産性の向上、労働時間の改善など労働環境改善の取組を推進する

- 事業者団体や荷主団体に対し、「ホワイト物流」推進運動について、会員への周知や賛同を要請するほか、あらゆる機会を捉えて事業者や荷主に働きかける
- 関係省庁や事業者団体と連携し、トラック運送事業者や荷主等に対し、「標準的な運賃」について周知・説明を行い更なる浸透を図る
- 関係省庁や事業者団体と連携し、退職予定の自衛官に対し、各種説明会等を実施することにより、業界の魅力をアピールし、就業者の拡大を図る

③ 激甚化・頻発化する災害への対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 「運輸防災マネジメント指針」⁹の周知を徹底し、各事業者の自然災害対応への取組（防災と事業継続）を促進することにより防災体制の構築と実践を推進する
- 「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」¹⁰に基づき、積極的に訓練等へ参加し対応力の強化・知識の習得を図るとともに、災害時には北海道の要請に応じて円滑な緊急輸送業務に協力する
- 災害対策基本法等に基づく指定地方公共機関として、緊急輸送・代替輸送のための責務を果たす

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 「運輸防災マネジメント指針」の周知を徹底し、各事業者の自然災害対応への取組（防災と事業継続）を促進することにより防災体制の構築と実践を推進する

〈ハイヤー協会・個人タクシー協会〉

- 地方自治体との防災協定に基づき、積極的に訓練へ参加し対応力強化を図るとともに、災害時には地方自治体等からの要請に応じて円滑な緊急輸送業務に協力する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 「運輸防災マネジメント指針」の周知を徹底し、各事業者の自然災害対応への取組（防災と事業継続）を促進することにより防災体制の構築と実践を推進する
- 大規模災害発生時等における支援物資拠点での物流管理を担う「災害物流専門家」を育成する災害物流専門家研修を開催するほか、災害対策基本法等に基づく

⁹ 国土交通省作成

¹⁰ 北海道及び一般社団法人北海道バス協会作成

指定地方公共機関として、緊急物資輸送体制の確保による被災地支援・復旧・復興に取り組む

- 災害時等の物資輸送に対応できる体制の整備と北海道防災総合訓練等への参加による対応力強化を図る

運輸局の取組

- 運輸安全マネジメント評価の一環として、運送事業者の自然災害への取組（防災＋事業継続）に対する評価・助言等を行い、運送事業者の災害対応力の向上を促進する
- 運送事業者を対象として毎年度行う運輸安全マネジメントセミナーにおいて、「運輸防災マネジメント指針」の説明を行い、防災意識の向上を図る
- 北海道警察本部、北海道危機管理対策局、札幌市危機管理局及び札幌市消防局との連携を図り、災害発生初期段階から関係者間で情報共有し、迅速に必要な措置を講じる
- 札幌管区気象台、北海道開発局と連携し、運送事業者に自然災害リスクの的確な把握、防災意識の向上、災害に対する想像力を向上してもらうため、運輸防災ワークショップを年1回以上開催する
- 北海道開発局、北海道及び東日本高速道路株式会社等の関係機関と連携し、大雪や暴風雪の影響により、道路において大規模な立往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合において、関係事業者団体等へ協力を要請し、乗員・乗客保護のための支援を行う
- 新千歳空港関係交通事業者、運営管理者及び東京航空局新千歳空港事務所等と連携し、新千歳空港における滞留者の発生の予防と滞留者が発生した場合の解消に向けて支援するとともに、「災害情報伝達システム」¹¹及びWEBサイト『北海道旅の安全情報』¹²により旅行者向けに災害情報などの情報提供を行う

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

① 飲酒運転「ゼロ」に向けた対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 定期的に開催する安全に関する研修会等において、運送事業者の責務として、「飲酒運転防止対策マニュアル」¹³を活用した厳正な点呼の実施はもとより、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結

¹¹ 災害時等において、外国人旅行者の移動等が困難になるおそれがある場合、北海道運輸局長の要請により交通事業者等から交通機関の運行情報等が北海道運輸局に提供され、その情報を当局で一覧できる形にまとめて関係機関に送付し関係機関のHP、SNS、施設への貼り出し等により、外国人旅行者へ情報提供するシステム

¹² 北海道運輸局作成 自然災害発生時の交通情報等のポータルサイト

¹³ 公益社団法人 日本バス協会策定

果の確実な報告等についての指導の徹底を図る

- 飲酒運転防止のための講習等を実施する団体¹⁴（以下「ASK等」という。）の講習会への参加を促すとともに、事業者の優良取組事例について周知する
- アルコール検知器、薬物スクリーニング検査及び薬物検出キットの助成事業を実施する

〈貸切バス適正化機関〉

- 巡回指導において、点呼時におけるアルコール検知器の使用の有無及び検知器の正常作動を確認するとともに、定期的な保守・点検を実施しているか確認し指導する

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 運送事業者の責務として、「飲酒運転防止対策ガイドライン」¹⁵を活用した厳正な点呼の実施はもとより、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等についての指導の徹底を図る
- ASK等の講習会への参加を促すとともに、事業者の優良取組事例について周知する

〈個人タクシー協会〉

- 運送事業者の責務として、アルコール検知器による確実な測定の実施及び保守管理の徹底を図る
- 講習会等において、飲酒運転が運転者に及ぼす影響、飲酒運転の防止対策とその進め方等について教育する
- 機関紙への掲載及び交通安全運動を実施する際には会員にチラシを配付するなどあらゆる機会を捉えて啓発する
- ASK等の講習会への参加を促すとともに、事業者の優良取組事例について周知する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 運送事業者の責務として、「飲酒運転防止対策マニュアル」¹⁶を活用した厳正な点呼の実施はもとより、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等についての指導の徹底を図る
- 事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を会員に対して、会報、ファックス通信、協会各会議・講習会及びホームページの交通事故特設ページへの掲載等あらゆる機会を捉えて周知し、飲酒運転根絶意識の向上を図る

¹⁴ 特定非営利活動法人ASK等

¹⁵ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会策定

¹⁶ 公益社団法人全日本トラック協会策定

- A S K等の講習会への参加を促すとともに、事業者の優良取組事例について周知する
- 飲酒運転根絶に向けた取り組み事例について、各地区トラック協会と情報の共有を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する
- 北海道運輸局等と連携し、トラック事業者と一丸となって、令和2年度から実施している「飲酒運転根絶キャンペーン」（7月及び9月）の啓発活動を推進する
- I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器導入助成を実施する

〈貨物適正化機関〉

- 巡回指導において、点呼実施の記録、アルコール検知器の正常な作動状況及び運転者への指導・監督状況を必ず確認するとともに、「飲酒運転根絶を目指して」のリーフレットを配布し啓発を行う

運輸局の取組

- 年2回（春、秋）の事故防止対策通達において、アルコール検知器を用いた確実な点呼の実施のほか、対面点呼が実施できない運行については、運転者にアルコール検知器を必ず携行させ厳正な点呼を実施するよう周知徹底を図る
- 運送事業者に対する監査において、点呼実施の記録、アルコール検知器の正常な作動状況及び運転者への指導・監督状況を必ず確認するとともに、事業者自ら実施している対策を聞き取りし、不十分と考えられる対策については、改善策の指導を徹底する
- 事業用自動車の運転者が悪質違反¹⁷を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者には優先的に特別監査を実施する
- 運行管理者の各種講習会に加え、各業態が開催する安全会議等において、飲酒運転の悪質性や危険性について事業者や管理者に対して認識させ、運転者に対する指導・監督を徹底させるとともに、安全指導業務の指導講習認定機関に対しても飲酒運転根絶のための講習の強化を要請する
- トラック協会と連携し、トラック事業者と一丸となって、令和2年度から実施している「飲酒運転根絶キャンペーン」（7月及び9月）の啓発活動を推進する
- 運送事業者による飲酒運転対策の優良事例について、情報収集・展開し、運送事業者による更なる飲酒運転対策を促す

自動車事故対策機構の取組

- 運行管理者等向け講習¹⁸において、飲酒による運転で生じる身体に与える影響等について認識させることで、運転者に対する教育の充実に繋げ指導・監督の強

¹⁷ 救護義務違反（ひき逃げ）、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害（あおり）運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、無車検運行及び無保険運行をいう。

¹⁸ 運行管理者基礎講習、運行管理者一般講習、運行管理者特別講習

化を図る

② 「ながら運転」の増加への対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 会員を対象とした研修会等やホームページへの掲載により、ドライブレコーダー（車内カメラ）の映像を活用した運転中の携帯電話、スマートフォン（以下「スマホ等」という。）の使用の危険性について周知することで運転者の指導・監督を徹底する

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 講習会やセミナー等において、運転中のスマホ等の使用の危険性を認識させるとともに、「ながらスマホ禁止」ステッカーを配付し、車両に貼付することで運転者の指導・監督を徹底する

〈個人タクシー協会〉

- 講習会等において、「ながら運転」の危険性について教育する
- 機関紙への掲載及び交通安全運動を実施する際には会員にチラシを配付するなどあらゆる機会を捉えて啓発する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 運転中のスマホ等の画像の注視や、携帯電話等を用いて通話する行為の危険性について周知するとともに、ドライブレコーダー（車内カメラ）の映像を活用し運転者の指導・監督を徹底する
- ドライブレコーダー（車内カメラ）導入促進及び助成を実施する

運輸局の取組

- 年2回（春、秋）の事故防止対策通達において、ながら運転の防止について周知徹底を図る
- 事業用自動車の運転者による運転中におけるスマホ等の使用に係る事案に対し優先的に監査を実施する
- 運行管理者の各種講習会に加え、各業態が開催する安全会議等において、運転中におけるスマホ等の使用の禁止について、事業者や管理者に対して徹底するとともに、安全指導業務の指導講習認定機関に対しても運転中におけるスマホ等の使用の禁止の徹底のための講習の強化を要請する
- スマホ等の使用の禁止について、事業者によるドライブレコーダー（車内カメラ）の映像を活用した安全対策の徹底を促す

- 街頭において走行中の車両がながら運転をしていないかの監視活動を行い、事業者への個別に指導等を実施する

自動車事故対策機構の取組

- 運行管理者等向け講習において、運転中におけるスマホ等の使用の危険性を認識させることで、運転者に対する教育の充実に繋げ指導・監督の強化を図る

③ 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- ホームページや研修会等を通じて、「あおり運転」の悪質性・危険性についての啓発とドライブレコーダー映像等の活用を推奨し運転者の指導・監督を徹底する

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 講習会等において、「あおり運転」の悪質性・危険性についての啓発とドライブレコーダー映像等の活用を推奨し、運転者の指導・監督を徹底する

〈個人タクシー協会〉

- 講習会等、機関紙及び掲示等により「あおり運転」の悪質性・危険性について積極的に啓発するとともに、安全対策推進のためドライブレコーダーの導入を促進する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 事故防止研修会等において、「あおり運転」の悪質性・危険性について啓発するとともに怒りをコントロールするアンガーマネジメントの活用を推奨し、あおられないための運転操作も含めた運転者への指導・監督を徹底する
- ドライブレコーダー（リアカメラを含む）装着に対する助成を実施する

〈貨物適正化機関〉

- 利用者からの「あおり運転」等危険運転に係る通報に際し、当該運送事業者への確認・改善指導を行う

運輸局の取組

- 事業用自動車の運転者が悪質違反を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者には優先的に特別監査を実施する
- 運行管理者の各種講習会に加え、各業態が開催する安全会議等において、「あおり運転」の悪質性や危険性はもとより社会に与える影響について、事業者や管理者に対して認識させるとともに、安全指導業務の指導講習認定機関に対しても「あおり運転」の対応のための講習の強化を要請する

- 「あおり運転」の悪質性や危険性について、事業者によるドライブレコーダーの映像や運行記録計・デジタルタコグラフによる記録を活用した安全対策の徹底を促す
- 利用者からの「あおり運転」等危険運転に係る通報に際し、当該運送事業者への確認・改善指導を行う

自動車事故対策機構の取組

- 運行管理者等向け講習 において、「あおり運転」の社会的な関心の高さや悪質性・危険性を認識させることで、運転者に対する教育の充実に繋げ指導・監督の強化を図る

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及促進

① デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 会員を対象とした技術展示会を開催し、IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進を図る
- 事故防止のためドライブレコーダー等により得られたデータを活用した交通安全教育及び添乗指導を推進する

〈貸切バス適正化機関〉

- 巡回指導において、ドライブレコーダーにより得られたヒヤリ・ハット事例や好事例を運転者の指導・監督に活用しているか確認し指導する

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 「AIドライブレコーダー」による交通事故削減技術の実践例を紹介することで普及・促進に努める
- 事故防止のためドライブレコーダー等により得られたデータを活用した交通安全教育及び添乗指導を推進する

〈個人タクシー協会〉

- 安全対策の推進のため、ドライブレコーダーの導入を促進する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 事故防止のためドライブレコーダー等により得られたデータを活用した交通安全教育及び添乗指導を推進する
- 事業者側で車両の動態管理システムや配車計画システムの導入促進、荷主側に

はトラック予約受付システムの導入促進を図り、配送ルート最適化や、荷待ち時間等の縮減など荷主等と連携して物流全体の効率化を通じて輸送の安全確保を図る

運輸局の取組

- 非接触型事業運用及び業務効率化に向け、ＩｏＴ等を活用した、より先進的な輸送効率化や運行管理の取組について、国土交通省が行う調査・実証実験の結果を踏まえ、推進に向けて運行管理者の各種講習会のほか、各業態が開催する安全会議等において、ＤＸの活用を促す
- 先進安全技術に関する展示会等を積極的に視察し、運行管理者の講習認定機関や事業者への活用の周知を図る
- 先進的な取組をしている管内の事業者や取組を視察し、他の事業者への情報提供を行う
- 運輸安全マネジメント評価や監査等において、ドライブレコーダー等により得られたデータを活用した安全対策の徹底を促す
- 公共交通に係るダイヤ・運行情報等のデータ化、自動運転などの公共交通事業者によるＤＸを活用する取組に対して支援を行う
- 監査等において、ドライブレコーダーにより得られたヒヤリ・ハット事例や好事例を運転者の指導・監督に活用しているか確認し、活用が不十分な事例については改善措置を促す

② 自動車の先進安全技術の更なる普及

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及拡大を図るとともに、衝突被害軽減ブレーキの助成事業を実施する
- 研修会等において、先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転支援装置の安全特性や限界について理解させ、適切な操作を徹底する

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及拡大を図るため、国の補助制度の活用を促進する
- 講習会等において、先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転支援装置の安全特性や限界について理解させ、適切な操作を徹底する

〈個人タクシー協会〉

- 先進安全自動車（ＡＳＶ）への代替え促進のための新技術の情報を提供する
- 講習会等において、先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転支援装置の安全特性や限

界について理解させ、適切な操作を徹底する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及拡大を図るとともに、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進及び助成を実施する
- 事故防止研修会等において、先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転支援装置の安全性や限界について理解させ、適切な操作を徹底する

運輸局の取組

- 先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する購入補助を行うことで普及拡大を図る
- 先進安全自動車の普及拡大の補助をする一方で、運転支援装置には機能の限界があり、故障していなくとも状況によっては作動しないケースもあることから、整備管理者研修において、過信・誤解せず、作動条件等正しく理解して使用するよう徹底する
- 令和６年１０月からＯＢＤ検査¹⁹が開始されたことから、各種研修²⁰において、「電子制御装置」の点検・整備に対する重要性を自動車整備事業者に周知徹底する
- 自動運転の実証実験に向けて地方公共団体と連携し、情報を共有するとともに、保安基準緩和認定により、実証実験のための環境整備を推進する

③ ＩＣＴを活用した高度な運行管理の実現

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 会員を対象とした技術展示会において、ＩＣＴを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムを紹介し、導入を推奨する
- 研修会等において、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー等で得られたデータの活用方法を周知し、安全教育の充実を図る

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- ＩＣＴを活用した運行管理システムを紹介し、導入促進を図る
- デジタル式運行記録計の普及・促進に努める

¹⁹ 自動運転技術等の電子装置に搭載された自己診断機能である車載式故障診断装置（ＯＢＤ）を利用した新たな自動車検査手法

²⁰ 事業場管理責任者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修

- 講習会等において、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー等で得られたデータの活用方法を周知し、安全教育の充実を図る

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、ＩＣＴ機器等を活用した高度な点呼システムの普及・拡大を図る
- 事故防止研修会等において、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー等で得られたデータの活用方法を周知し、安全教育の充実を図る

運輸局の取組

- 運輸安全マネジメント評価、監査、査察等の機会を活用することで、導入事例を収集し、展開する仕組みを構築する
- 運行管理者の各種講習会のほか、各業態が開催する安全会議等において、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー等で得られたデータの活用を推進する
- 令和７年４月より遠隔及び自動点呼の告示が改正施行されたことから、適切な制度運営のため運行管理者に対する指導の徹底を図る
- 国土交通省が認定するデジタル式運行記録計の導入補助を行う

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

① 依然として多発する乗合バスの車内事故への対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 「乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル」²¹（以下「車内事故防止マニュアル」という。）を活用した取組を推進する
- 安全輸送会議において、ドライブレコーダーの映像や危険予知トレーニング教材等を活用した安全運転教育を実施し、特に発進時の車内事故を防止するため乗客の着席状況等を確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底する
- 「車内事故防止キャンペーン」において、利用者への啓発用ポスターの車内掲示、勉強会の開催やシートベルト着用促進ステッカーの配布などの取組を推進する

運輸局の取組

- 運行管理者の各種講習会に加え、協会が開催する安全会議等において、事業者や管理者に対して「車内事故防止マニュアル」の活用を促す
- 先進的な車内監視機器の活用等優良取組事例を収集し、展開する仕組みを構築

²¹ 国土交通省発行

する

自動車事故対策機構の取組

- 運行管理者等向け講習 において、車内事故の発生状況や特徴を教示することで、車内事故防止対策を認識させるとともに、危険予知トレーニング教材の活用を推奨することで、運転者に対する教育の充実に繋げ指導・監督の強化を図る

② 路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故への対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- バリアフリー教室を通じて、事業者及び運転者に対し車いす使用者への接遇や介助の基本を習得させる

運輸局の取組

- バリアフリー関連会議、バリアフリー教室等の機会を捉え、車いす未固定による危険性や車いすの種類ごとの固定方法等車いすの固定・取扱に関する情報を関係者間で共有し、運転者教育の充実を図り、車内事故防止につなげる
- バスの日のイベントなどの機会を通じて、車いす使用者のバス利用に対する理解を求める啓発を実施する

③ 高齢歩行者の死傷事故への対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 高齢歩行者被害の事故実態の統計資料の活用により、高齢歩行者特有の行動を把握し、高齢歩行者の早期認知の重要性を周知し、運転者の指導・監督を徹底する
- 車両周辺の安全確認支援装置の導入を促進し、事故を未然に防ぐ

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会・個人タクシー協会〉

- 高齢歩行者被害の事故実態の統計資料の活用により、高齢歩行者特有の行動を把握し、高齢歩行者の早期認知の重要性を周知し、運転者の指導・監督を徹底する
- ひとり歩き高齢者ほか路上寝込み者等発見時の対応要領の周知徹底と警察への通報及び保護活動の積極的な取組に努める

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 高齢歩行者被害の事故実態の統計資料の活用により、高齢歩行者特有の行動を把握し、高齢歩行者の早期認知の重要性を周知し、運転者の指導・監督を徹底す

る

- 車両周辺の安全確認支援装置の導入を促進し、事故を未然に防ぐ

運輸局の取組

- 運行管理者の各種講習会に加え、各業態が開催する安全会議等において、高齢に伴う身体・認知機能等の変化について、事業者や管理者に対して強く認識させるとともに、安全指導業務の指導講習認定機関に対し事故防止に関する講習の強化を要請する

自動車事故対策機構の取組

- 運行管理者等向け講習 において、高齢に伴う身体・認知機能等の変化を認識させることで、運転者に対する教育の充実に繋げ指導・監督の強化を図る

④ 高齢運転者事故への対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等²²（以下「健康管理マニュアル等」という。）の活用を促し、運転者の健康状態を良好に保持し、輸送の安全を確保に努める
- 適性診断（適齢診断）受診を徹底し、診断結果の活用を促進する
- 高齢者特有の運転行動等を把握するとともに、高齢運転者による事故を踏まえた事故防止活動を展開する
- 高齢運転者に対する適性診断（適齢診断）受診への助成事業を実施する

〈貸切バス適正化機関〉

- 巡回指導において、高齢運転者を対象とした適性診断（適齢診断）の受診並びに受診結果に基づく特別な指導の実施状況を確認し指導する
- 巡回指導において、健康診断等による健康状態の把握及び要再検者への対応状況を確認し指導する

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 「健康管理マニュアル等」の活用を促し、運転者の健康状態を良好に保持し、輸送の安全を確保に努める
- 適性診断（適齢診断）受診を徹底し、診断結果の活用を促進する
- 高齢運転者の事故の特徴や事業者の優良取組事例を周知する

²² 事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル、自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル、自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン、自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン（全て国土交通省作成）

〈個人タクシー協会〉

- 所属団体において、高齢事業者等に対する安全指導等を内容とする講習を行う
- 所属団体において、事業者の運転状況や健康状態について、所属団体長、安全運行指導員、事務職員などが一体となってチェックし指導する体制を確立する
- 「健康管理マニュアル等」を周知徹底する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 「健康管理マニュアル等」の活用を促し、運転者の健康状態を良好に保持し、輸送の安全の確保に努める
- 適性診断（適齢診断）受診を徹底し、診断結果の活用を促進する
- 高齢者特有の運転行動等を把握するとともに、高齢運転者による事故を踏まえた事故防止活動を展開する
- 高齢運転者に対する適性診断（適齢診断）受診への助成事業を実施する

〈貨物適正化機関〉

- 巡回指導において、高齢運転者を対象とした適性診断（適齢診断）の受診並びに受診結果に基づく特別な指導の実施状況を確認し、不備事項が認められた場合には改善指導を徹底する
- 巡回指導において、健康診断等による健康状態の把握及び要再検査者への対応状況を確認し指導する

運輸局の取組

- 運行管理者の各種講習会に加え、各業態が開催する安全会議等において、高齢に伴う身体・認知機能等の変化や高齢運転者の事故の特徴について、事業者や管理者に対して強く認識させるとともに、適性診断（適齢診断）受診及び診断結果の活用を徹底するほか、安全指導業務の指導講習認定機関に対しても高齢運転者の事故防止に関する講習の強化を要請する
- 監査等において、高齢運転者を対象とした適性診断（適齢診断）の受診並びに受診結果に基づく特別な指導の実施状況を確認し、実施が不十分な場合については改善措置を促す
- 監査等において、健康診断等による健康状態の把握状況を確認し、把握が不十分な場合については改善措置を促すとともに、要再検査者への対応状況を確認し指導する

自動車事故対策機構の取組

- 運行管理者等向け講習 において、高齢に伴う身体・認知機能等の変化を認識させることで、運転者に対する教育の充実に繋げ指導・監督の強化を図る（再掲）

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

① 各業態の特徴的な事故への対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 安全輸送会議において、交差点右左折時における横断歩道手前で一旦停止及び停留所発進時の安全確認教育の徹底を図る
- ドライブレコーダーの映像や危険予知トレーニング教材等を活用した安全運転教育を実施し、特に発進時の車内事故を防止するため乗客の着席状況等を確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底する
- 「車内事故防止キャンペーン」において、利用者への啓発用ポスターの車内掲示、勉強会の開催やシートベルト着用促進ステッカーの配布などの取組を推進する（再掲）
- シートベルトの着用促進街頭啓発活動に加え、事業者に啓発シートを配布することで、利用者へのシートベルト着用の徹底を図る
- 運輸局が開催する「リスク管理セミナー」等各種講習会への参加を促す

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 交差点内事故・路上寝込み者の轢過事故の要因となる安全不確認・前方不注視・信号無視等違反を防止するため、基本動作の習慣化の徹底とドライブレコーダー映像の活用やヒヤリ・ハット事例による危険予知訓練を図る
- 初任運転者教育の充実のため、安全運転研修の受講促進、運行管理者等による同乗指導、適性診断の実施結果による運転傾向などの是正指導を推進する
- 指導員研修大会での事故防止決議や、道・道警の主催による安全祈願、交通事故「ゼロ」を目指した啓発活動・街頭指導への積極的な参加を推進する
- 薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発する
- 乗車時にすべての座席でのシートベルト着用についての声掛けの徹底を図る
- 運輸局が開催する「リスク管理セミナー」等各種講習会への参加を促す

〈個人タクシー協会〉

- タクシーの特徴的な事故である追突事故、出会い頭衝突事故が発生した場合は、各団体に対し事故の概要及び原因等を周知し注意を促す
- 交差点通過時の周囲の安全確認の徹底とドライブレコーダー映像を活用した危険予知訓練を推進する

- 「安全運行指導員活動マニュアル」²³、「安全運行指導員だより」²⁴及び「事業用自動車安全通信」²⁵を活用し事故防止対策を推進する
- 薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発する
- 所属団体において新規事業者を対象とした講習会を開催し、安全研修等を実施する
- 「シートベルト着用」ステッカーを貼付し、乗車時にすべての座席でのシートベルト着用についての声掛けの徹底を図る
- 講習会、機関紙、交通安全運動におけるチラシ配布、ポスター掲示等によりタクシーの特徴的な事故の情報を提供し注意喚起を図る

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 事業用貨物自動車の詳細な交通事故実態を把握・分析するとともに、事業者に対しホームページ、FAX通信等により情報提供し、また、交通事故実態に即した事故防止研修会等において、交通事故防止意識の高揚を図る
- 先進安全自動車（ASV）の普及と併せ、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進及び導入助成を実施する
- 運輸局が開催する「リスク管理セミナー」等各種講習会への参加を促す

運輸局の取組

- 「事業用自動車安全通信」²⁶により事故の特徴等を周知する
- 各業態の事故発生状況を把握し、重大事故が発生した場合や同様の事故が多発している場合には「事故防止通達」等を通知することで注意喚起する
- 運輸安全マネジメント制度における「リスク管理セミナー」を開催し、事故の再発防止・予防に向けた事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用を促進する
- 関係機関と連携して検証した「危険なバス停留所」に対する安全確保対策について、実施した対策の効果を検証し、見直し・改善に係る取組を継続する

② 健康に起因する事故の増加への対応

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 「健康管理マニュアル等」の活用を促し、運転者の健康状態を良好に保持し、輸送の安全を確保に努める（再掲）
- 睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）のスクリーニング検査及び脳

²³ 一般社団法人全国個人タクシー協会連合会作成

²⁴ 一般社団法人全国個人タクシー協会連合会作成

²⁵ 国土交通省発行

²⁶ 国土交通省発信のメールマガジン

ドックの受診推進キャンペーンを通じて受診助成を実施する

- 安全輸送会議において、全国の健康起因による事故の発生事例や防止対策に関する情報を共有し、運転者の指導・監督の強化を図る
- 点呼時における運転者からの健康状態の確実な報告を求め、運行に支障が懸念される場合においては、更に詳細な把握を行った上で運行可否の判断を行うよう徹底する

〈貸切バス適正化機関〉

- 巡回指導において、健康診断の実施状況、健康状態の把握に努めているか、また、有所見者に対するフォローアップを実施しているか確認し指導する
- 巡回指導において、点呼時における乗務前の疾病、疲労、睡眠不足など安全な運転をすることができないおそれの有無を把握しているか確認し指導する

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 「健康管理マニュアル等」の活用を促し、運転者の健康状態を良好に保持し、輸送の安全を確保に努める（再掲）
- SASスクリーニング検査の受診推進キャンペーンを実施するとともに、受診のための助成を促進する
- 健康診断の結果による有所見者に対するフォローアップ実施のほか、ストレスチェック、カウンセリングによる心の健康管理の徹底を図る
- 講習会やセミナー等において、全国の健康起因による事故の発生事例や防止対策に関する情報を共有し、運転者の指導・監督の強化を図る
- 点呼時における運転者からの健康状態の確実な報告を求め、運行に支障が懸念される場合においては、更に詳細な把握を行った上で運行可否の判断を行うよう徹底する

〈個人タクシー協会〉

- 所属団体において、健康診断の確実な受診を推進し、事業者の健康管理の徹底に取り組み、また、事業者研修会等において「健康管理マニュアル等」について周知するとともに、日常の健康管理の在り方や生活習慣について啓発する
- 所属団体において、健康診断の結果による有所見者に対して再検査等の実施状況、日常の健康管理や生活習慣について確認し指導する
- SASスクリーニング検査の受診を積極的に推奨し、受診可能な医療機関を紹介する
- ストレスチェックによる心の健康管理を推進する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 「健康管理マニュアル等」の活用を促し、運転者の健康状態を良好に保持し、

輸送の安全を確保に努める（再掲）

- 「トラック運送業界の過労死等防止計画」²⁷に基づき重点対策及び緊急対策の周知を図るため、健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用とＳＡＳ対策セミナーを展開し、運転者の指導・監督の強化を図る
- ＳＡＳのスクリーニング検査助成、脳検診・心臓ドックの受診推進キャンペーンを通じて受診助成、血圧計の導入助成等を実施する
- 点呼時における運転者からの健康状態の確実な報告を求め、運行に支障が懸念される場合においては、更に詳細な把握を行った上で運行可否の判断を行うよう徹底する

〈貨物適正化機関〉

- 巡回指導において、健康診断の実施状況、健康状態の把握に努めているか、また、有所見者に対するフォローアップを実施しているか確認し不備事項が認められた場合には改善指導を徹底する
- 巡回指導において、点呼時における乗務前の疾病、疲労、睡眠不足など安全な運転をすることができないおそれの有無を把握しているか確認し不備事項が認められた場合には改善指導を徹底する

運輸局の取組

- 監査等において、健康診断の実施状況、健康状態の把握に努めているか、また、有所見者に対するフォローアップを実施しているか確認し、実施が不十分な場合については改善措置を促す
- 監査等において、点呼時における乗務前の疾病、疲労、睡眠不足など安全な運転をすることができないおそれの有無を把握しているか確認し、把握が不十分な場合については改善措置を促す
- 健康状態に起因する重大事故を惹起した事業者に対しては、迅速な監査を実施する
- 「自動車事故防止セミナー」²⁸において、健康に起因する事故の事例や危険性、健康診断の受診の必要性に加え、疾患・疾病のある運転者の把握及び点呼等運行管理の重要性について事業者や管理者に対して強く認識させ、運転者に対する指導・監督を徹底させるとともに、安全指導業務の指導講習認定機関に対しても健康管理のための講習の強化を要請する

自動車事故対策機構の取組

- 「健康管理マニュアル等」を活用して、運行管理者等向け講習 において、健康管理の必要性や重要性を自覚させることで、運転者に対する教育の充実に繋げ指

²⁷ 公益社団法人全日本トラック協会作成

²⁸ 事業用自動車の事故防止を目的として、自動車運送事業に携わる関係者を対象にしたセミナー（年１回実施）

導・監督の強化を図る

③ 大型車の点検整備の実施の推進

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバスの安全運行を確保するため、日常点検及び定期点検整備を確実に実施するよう周知徹底を図る
- 車輪脱落事故防止の観点から、時間的余裕を持った計画的なタイヤ交換の実施と「タイヤ交換作業管理表」²⁹に沿った適正な作業の周知徹底を図る

〈貸切バス適正化機関〉

- 巡回指導において、点検整備を適正に実施しているか確認し指導を行う

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 車輪脱落事故やトレーラ等車両火災の未然防止を図るため、自動車点検整備推進運動等を通じた日常点検及び定期点検整備の重要性の周知と大型貨物自動車の自主点検を徹底する
- 車輪脱落事故防止の観点から、時間的余裕を持った計画的なタイヤ交換の実施と「タイヤ交換作業管理表」に沿った適正な作業の周知徹底を図る
- 関係業界団体等と連携し、車輪脱落事故を防ぐ4つのルールなどの啓発活動等を通じ、増し締め徹底や日常点検の確実な実施について徹底を図る

〈貨物適正化機関〉

- 巡回指導において、点検整備に関する不備事項が認められた場合には改善指導を徹底するほか、「防ごう！大型自動車の車輪脱落事故」リーフレットを配布し啓発を行う

運輸局の取組

- 大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動等により啓発する
- 大型車におけるタイヤ交換時期に車輪脱落事故が急増する傾向を踏まえ、関係業界団体と連携して、大型車両の車輪脱落事故防止の緊急点検を街頭で実施し、車輪脱落事故が発生した場合には関係団体への情報提供を行い、同種事故の再発を防ぐ
- 大型車のタイヤ交換作業を行うタイヤ販売店及び整備工場並びに運送事業者を視察し、作業工程や工具等の使用について調査を行うと共に、車輪脱落事故防止に関し意見交換等を行い、事故防止のための啓発を図る

²⁹ 国土交通省作成

- 監査等において、点検整備を適正に実施しているか確認し、実施が不十分な場合については改善措置を促す

④ 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 運輸安全マネジメントを通じた安全文化の醸成及び安全対策を徹底する
- 運輸安全マネジメントセミナー等の受講を促進する
- 「セーフティーバス」の取得を推進する

〈貸切バス適正化機関〉

- 巡回指導において、輸送の安全に関する情報を公表・報告しているか確認し指導する

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 運輸安全マネジメントを通じた安全文化の醸成及び安全対策を徹底する
- 運輸安全マネジメントセミナー等の受講を促進する

〈個人タクシー協会〉

- 所属団体において、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう周知徹底を図る
- 運輸安全マネジメントセミナー等の受講を促進する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 運輸安全マネジメントを通じた安全文化の醸成及び安全対策を徹底する
- 運輸安全マネジメントセミナー等の受講を促進する
- 「Gマーク」の取得を推進する

〈貨物適正化機関〉

- 巡回指導において、輸送の安全に関する情報を公表・報告しているか確認し、不備事項が認められた場合には改善指導を徹底する

運輸局の取組

- 保有車両数50両未満の中小規模事業者を含む全ての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を令和3年度末までに実施する
- 令和4年度から以下の優先付けのもと計画的な運輸安全マネジメント評価を実施する

1. 新規許可を受けた貸切バス事業者
 2. 一定規模（50両）以上の貸切バス事業者
 3. その他評価の実施が必要と認められる貸切バス事業者
- 運輸安全マネジメントセミナーを開催し、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発を推進する
 - 民間機関等が開催する運輸安全マネジメントセミナー（認定セミナー）について、関係団体等を通じて案内するとともに、団体非加盟事業者に対してはホームページにて周知する
 - 運送事業者を対象として毎年度行う運輸安全マネジメントセミナーにおいて、「運輸防災マネジメント指針」の説明を行い、防災意識の向上を図る（再掲）
 - 監査等において、輸送の安全に関する情報を公表・報告しているか確認し、未実施の場合については改善措置を促す

自動車事故対策機構の取組

- 認定セミナーを開催し、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発を図る
- 運行管理者一般講習等で運輸安全マネジメント制度の周知を図るとともに、運輸安全マネジメント評価が必要な事業者に対し、積極的に評価の実施を促進する

⑤ 監査のあり方

バス業界の取組

〈貸切バス適正化機関〉

- 悪質事業者の情報について、北海道運輸局との連絡会議（年4回）を活用するほか、適時・適切に運輸局へ情報提供を行う

トラック業界の取組

〈貨物適正化機関〉

- 法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導の総合評価がE評価又はD評価の事業所に重点をおいた巡回指導を実施するとともに、その結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う

運輸局の取組

- 過去の行政処分歴や重大事故を引き起こしたこと等を踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用し、厳格に監査を実施する、特に貸切バス事業者については、前述のほか、警察・労基からの通報や、内部告発等があった事業者等、社会的に監査実施の要請が高い事業者に重点を置き、集中的な監査と厳格な処分等の措置を講じる
- 監査等において、特に点呼時における乗務前の疾病、疲労、睡眠不足など健康状態の把握及び高齢者を対象とした適性診断（適齢診断）の受診並びに受診結果に基づく特別な指導の実施等について確認し、実施が不十分な場合については改

善措置を促す

- 適正化事業実施機関との連携により、国による監査を重大事故惹起事業者、公安委員会・労働基準監督署からの通報事業者等優先度の高い事業者を対象とする監査の重点化を図る

⑥ 初任、経験不足運転者等への適切な指導・監督

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」³⁰（以下「指導及び監督マニュアル」という。）を活用した取組を推進する
- 初任運転者等に対する実技訓練の実施について徹底を図る、特に貸切バス事業においては、軽井沢スキーバス事故を踏まえ、車両の構造や運行経路に応じた安全な運転の方法等を教育するとともに、添乗訓練を行い、運転者の運転技能等を十分に確認・評価し、運行形態に応じた指導・監督の徹底を図る
- ドライブレコーダーの映像を活用し、事故原因、問題点等を運転者に考えさせる等の安全教育の充実強化を図る
- 外部講師を招いた社内研修等の実施を推奨する

〈貸切バス適正化機関〉

- 巡回指導において、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」³¹（以下「旅客自動車の指導及び監督の指針」という。）に基づく指導・監督の実施状況並びに記録の作成・保存状況を確認し指導する
- 巡回指導において、初任及び準初任運転者に対して実技訓練を実施しているか確認し指導する

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 「指導及び監督マニュアル」を活用した取組を推進する
- 事故防止・危険回避を目的とした運行管理者等による添乗指導を徹底する
- ドライブレコーダーの映像を活用し、事故原因、問題点等を運転者に考えさせる等の安全教育の充実強化を図る
- 外部講師を招いた社内研修等の実施を推奨する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 「指導及び監督マニュアル」を活用した取組を推進する

³⁰ 国土交通省作成

³¹ 平成13年12月3日国土交通省告示第1676号

- 初任運転者等に対する特別な指導等として各地区トラック協会と連携して北海道運輸局監修のトラックドライバー研修テキスト等を活用した実効性のある指導・教育の実施を図る
- ドライブレコーダーの映像を活用し、事故原因、問題点等を運転者に考えさせる等の安全教育の充実強化を図る
- 外部講師を招いた社内研修等の実施を推奨する
- 初任運転者等講習、指導者研修に対する安全教育訓練受講料助成を実施する

〈貨物適正化機関〉

- 巡回指導において、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」³²（以下「貨物自動車の指導及び監督の指針」という。）に基づく指導・監督の実施状況並びに記録の作成・保存状況の不備事項が認められた場合には改善指導を徹底する
- 巡回指導において、初任運転者に対して実技訓練の不備事項が認められた場合には改善指導を徹底する

運輸局の取組

- 運行管理者の各種講習会に加え、各業態が開催する安全会議等において、初任運転者による指導、適性診断の受診等、初任運転者教育が修了していない運転者の乗務の禁止を徹底するとともに、安全指導業務の指導講習認定機関に対しても初任運転者への講習の強化を要請する
- 貸切バス事業においては、軽井沢スキーバス事故を踏まえ、車両の構造や運行経路に応じた安全な運転の方法等の教育、添乗訓練を徹底させるとともに、運転者の運転技能等を十分に確認・評価したうえで選任するよう指導する
- 監査において、初任運転者の指導・監督の実施状況を確認し、不適切事案については是正措置を講じる

自動車事故対策機構の取組

- 運行管理者等向け講習 において、「旅客自動車の指導及び監督の指針」及び「貨物自動車の指導及び監督の指針」に基づく指導の確実な実施を促すことで、運転者に対する教育に繋げ指導・監督の強化を図る

6. 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備

バス業界の取組

〈バス協会〉

- 交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞

³² 平成13年8月20日国土交通省告示第1366号

対策、近年の自然災害等を踏まえた道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベいの整備等を関係者に働きかける

- 横断歩道にバス停留所の一部が掛かる、あるいは、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停留所の安全性確保対策について、行政機関、道路管理者、交通管理者、事業者の連携により、積極的に取り組む

ハイタク業界の取組

〈ハイヤー協会〉

- 所轄警察、交通安全協議会、高速安全協会及び地域民間交通安全協議会等関係者に対する適宜適切な要請を実施する
- 要望事項改善による検証や情報交換の徹底を図る

〈個人タクシー協会〉

- 所属団体において事業者から具体的な改善箇所等の情報を収集し関係機関に対し改善を要求する

トラック業界の取組

〈トラック協会〉

- 渋滞対策・安全対策の推進と平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保のため、実態を把握したうえ重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消、高速道路の4車線化の推進等道路ネットワークの整備促進等について、関係者へ働きかける

運輸局の取組

- バス停車時に横断歩道に車体が掛かる、あるいは、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停等、交通安全上支障のあるバス停の改善に取り組む
- 各自治体が通学路交通安全プログラムにより把握する通学路危険箇所の情報を入手する体制を構築し、入手した情報を各団体に提供することで、運転者に対しての指導への活用を図る